

## 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案要綱

### 第一 目的

(第一条関係)

この法律は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられ、また、それにもかかわらず当該強制労働に対する対価の支払を受けていないこと等の特別の事情にかんがみ、及び戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態がいまだ十分に判明していない状況等を踏まえ、戦後強制抑留者の労苦を慰藉<sup>しよ</sup>するための特別給付金の支給その他の戦後強制抑留者に係る問題に関し必要な措置を講ずることを目的とすること。

### 第二 定義

(第二条関係)

この法律において「戦後強制抑留者」とは、昭和二十年八月九日以来の戦争の結果、同年九月二日以後ソヴェト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者をいうこと。

### 第三 基本方針

(第三条関係)

一 政府は、戦後強制抑留者に係る問題について迅速かつ総合的に対応するために必要な措置に関する基

本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこと。

- 一 基本方針は、戦後強制抑留者に係る問題について政府が講ずべき措置に関する基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 三 政府は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。

#### 第四 特別給付金の支給

##### 一 支給対象者

（第四条第一項関係）

本邦に帰還した戦後強制抑留者でこの法律の施行の日において日本の国籍を有するものには、特別給付金を支給すること。

##### 二 支給内容

（第五条関係）

特別給付金の額は、次の表の上欄に掲げる戦後強制抑留者の帰還の時期の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とし、これを一時金として支給すること。

帰 還 の 時 期	特 別 給 付 金 の 額
-----------	---------------

昭和二十三年十二月三十一日まで	二五〇、〇〇〇円
昭和二十四年一月一日から昭和二十五年十二月三十一日まで	四〇〇、〇〇〇円
昭和二十六年一月一日から昭和二十七年十二月三十一日まで	八〇〇、〇〇〇円
昭和二十八年一月一日から昭和二十九年十二月三十一日まで	一、二〇〇、〇〇〇円
昭和三十年一月一日以降	一、五〇〇、〇〇〇円

### 三 支給手続

- 1 特別給付金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、総務大臣が行うこと。  
(第四条第二項関係)
- 2 1の請求は、平成三十年三月三十一日までに行わなければならないこととし、当該期間内に特別給付金の支給を請求しなかった者には、特別給付金は、支給しないこと。  
(第四条第三項及び第四項関係)
- 3 特別給付金に関する処分についての異議申立期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とすること。  
(第七条関係)

## 第五 調査等

(第十二条関係)

- 一 政府は、戦後強制抑留者（樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮又は元の関東州、元の満洲等の中国の地域において、戦後、強制抑留された者であつて、戦後強制抑留者と同様の実情にあつたものを含む。一、二及び第八の三において同じ。）に係る強制抑留の実態を解明するとともに、戦後強制抑留者に関する情報の収集、その特定等を行うために必要な調査を行うものとする。
- 二 政府は、一の調査に当たっては、強制抑留下において死亡した戦後強制抑留者が埋葬された場所についても調査を行うとともに、その遺骨（遺留品を含む。）について、収集、本邦への送還、その身元の特定その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 三 政府は、一の調査及び二の措置の実施に当たっては、関係国の理解と協力を得るよう努めるものとする。

## 第六 平和を祈念するための事業

(第十三条関係)

国は、今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、恒久の平和を祈念するため、戦後強制抑留者の労苦について国民の理解を深め、及びその労苦に関する資料の適切な保存等によりその戦争犠牲者として

の体験の後代の国民への継承を図るほか、本邦に帰還することなく死亡した戦後強制抑留者等に対する追悼の意を表す事業を、他の戦争犠牲による労苦等に係る事業と共に、行うものとする。

## 第七 体制の整備

(第十四条関係)

政府は、基本方針に基づき戦後強制抑留者に係る問題について迅速かつ総合的に対応するため、関係府省相互間の連携協力体制を強化するとともに、地方公共団体、戦後強制抑留者に関する支援等の活動を行う国の内外の民間の団体その他の関係者との連携、当該民間の団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならないこと。

## 第八 その他

一 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 独立行政法人平和祈念事業特別基金は、百五十億円を超えない範囲内で政令で定める金額を、政令で定めるところにより、この法律の施行後速やかに国庫に納付しなければならないこと。この場合において、独立行政法人平和祈念事業特別基金は、その納付した金額（独立行政法人平和祈念事業特別基金等

に関する法律附則第七条の規定により既に取り崩した資本金の当該取り崩した額に相当する金額の残額の一部を当該納付に充てたときは、当該充てた金額を差し引いた金額) により、資本金を減少するものとする。 (附則第二条関係)

三 政府は、戦後強制抑留者で第四の一による特別給付金の支給の対象となっていないもの及び戦後強制抑留者の遺族、旧軍人軍属であつて年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者、今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者等について労苦に報いる等のための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第三条関係)

四 その他所要の規定を置くこと。